

平成 18 年度地方交付税に関する要請  
参 考 資 料

H17.11.10

全国知事会

地方分権推進特別委員会

地方交付税問題小委員会

## 目 次

- 【参考資料 1】 基本的行政サービスに対する地方交付税による財源保障
- 【参考資料 2】 地方交付税による財源保障の状況
- 【参考資料 3】 人口一人あたりの地方税・地方交付税収入
- 【参考資料 4】 地方交付税等による財源調整の状況
- 【参考資料 5】 地方交付税の位置づけ
- 【参考資料 6】 赤字国債による国庫補助事業が地方財源不足を招いている構造
- 【参考資料 7】 赤字国債発行額と地方交付税額の推移
- 【参考資料 8】 経済同友会提言に対する反論（抜粋）
- 【参考資料 9】 17年度財源不足額 4.3兆円
- 【参考資料 10】 地方交付税総額確保についての政府方針
- 【参考資料 11】 「国（交付税）による財源保障が疑問と思われる事業例」への反論  
（総務省調査から）
- 【参考資料 12】 H16 都道府県決算 一般行政経費（単独）の状況調査（暫定集計）
- 【参考資料 13】 投資単独事業の水準
- 【参考資料 14-1】 基準財政需要額に占める公債費（事業費補正を含む）の推移
- 【参考資料 14-2】 政策的及び財政構造的な措置の起債に係る公債費（事業費補正を含む）  
の推移（試算）
- 【参考資料 15】 税源移譲と国庫補助金削減額のイメージ

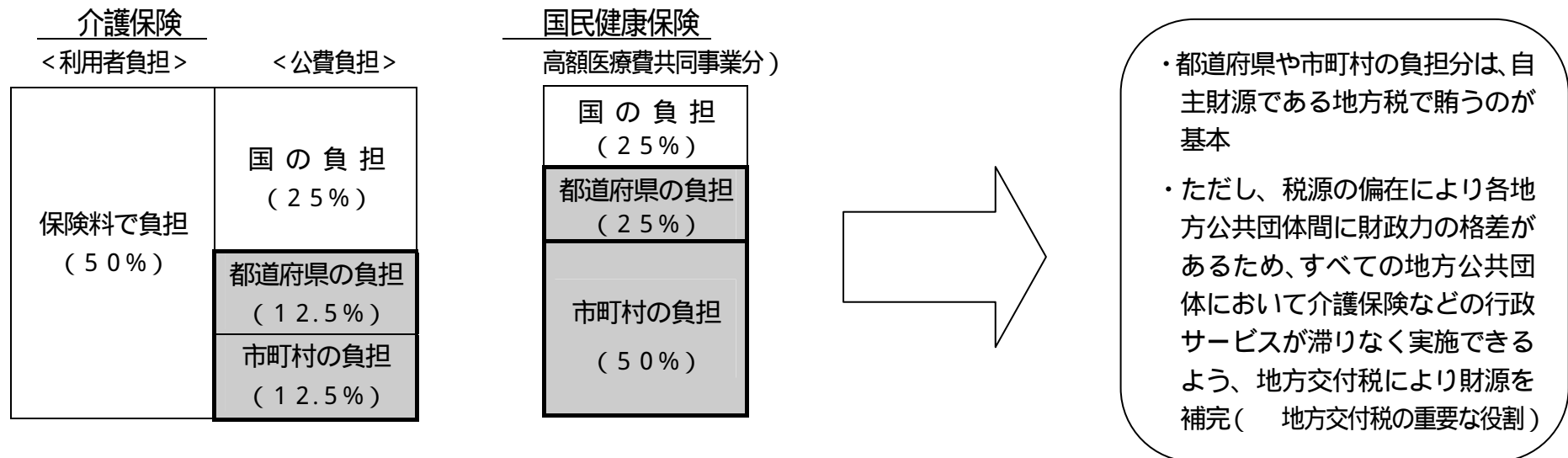
## 基本的行政サービスに対する地方交付税による財源保障

参考資料 1

我が国においては、介護保険、国民健康保険など、基本的行政サービスの多くを、国と地方の協力の下に都道府県や市町村が担っており、事業実施に必要な財源についても、国と地方がその役割に応じて費用を分担。

これら基本的行政サービスに対しては、地方交付税による財源保障により、全国的に必要な水準を確保。

### 【 財源負担の例 】



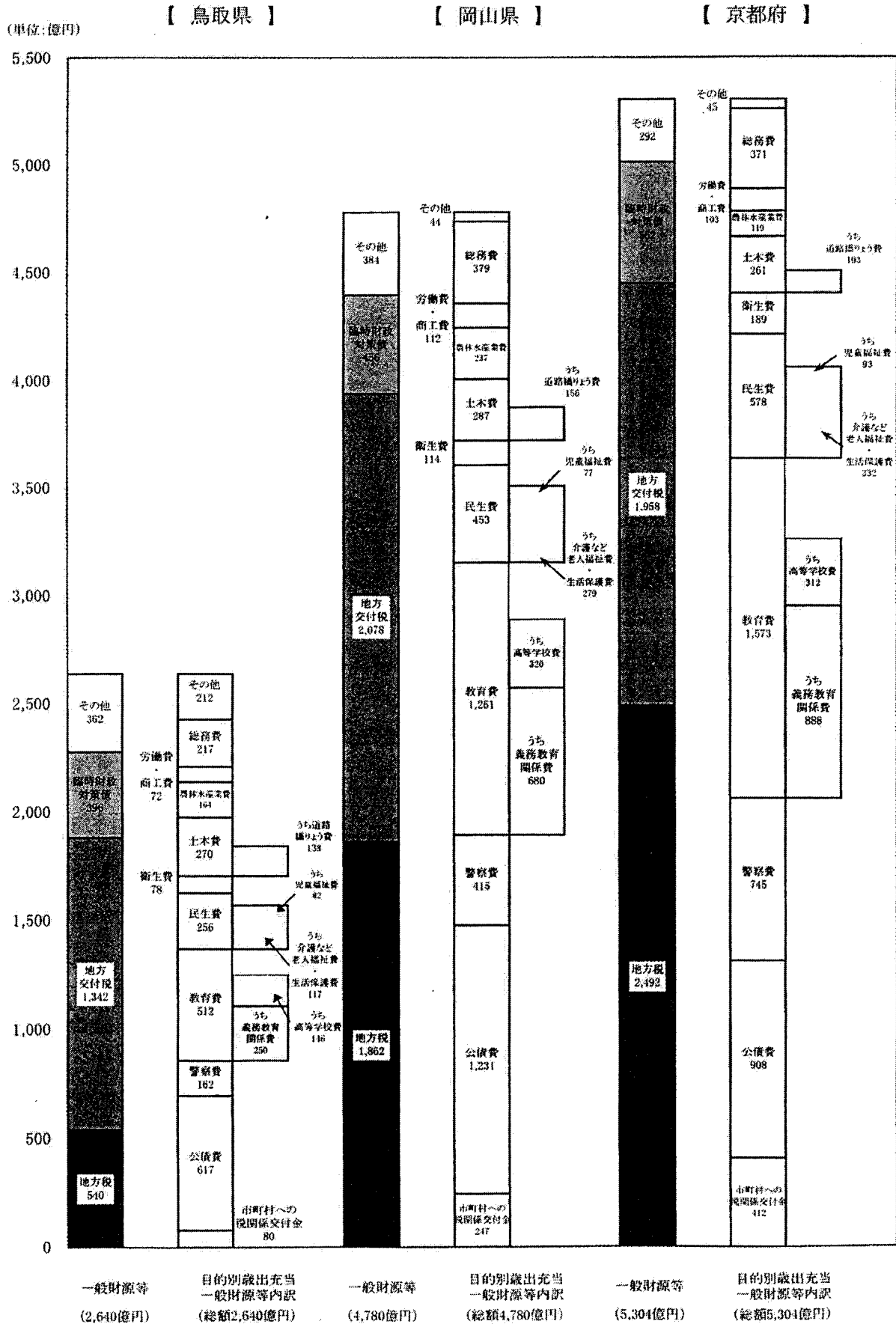
事業の実施に必要な財源を「地方税 + 地方交付税」で措置することにより、すべての地域において、住民に不可欠な基本的行政サービスを安定的に提供。

地方交付税の削減は、このような基本的行政サービスの低下を招く。

# 地方交付税による財源保障（個別団体）の状況

参考資料2

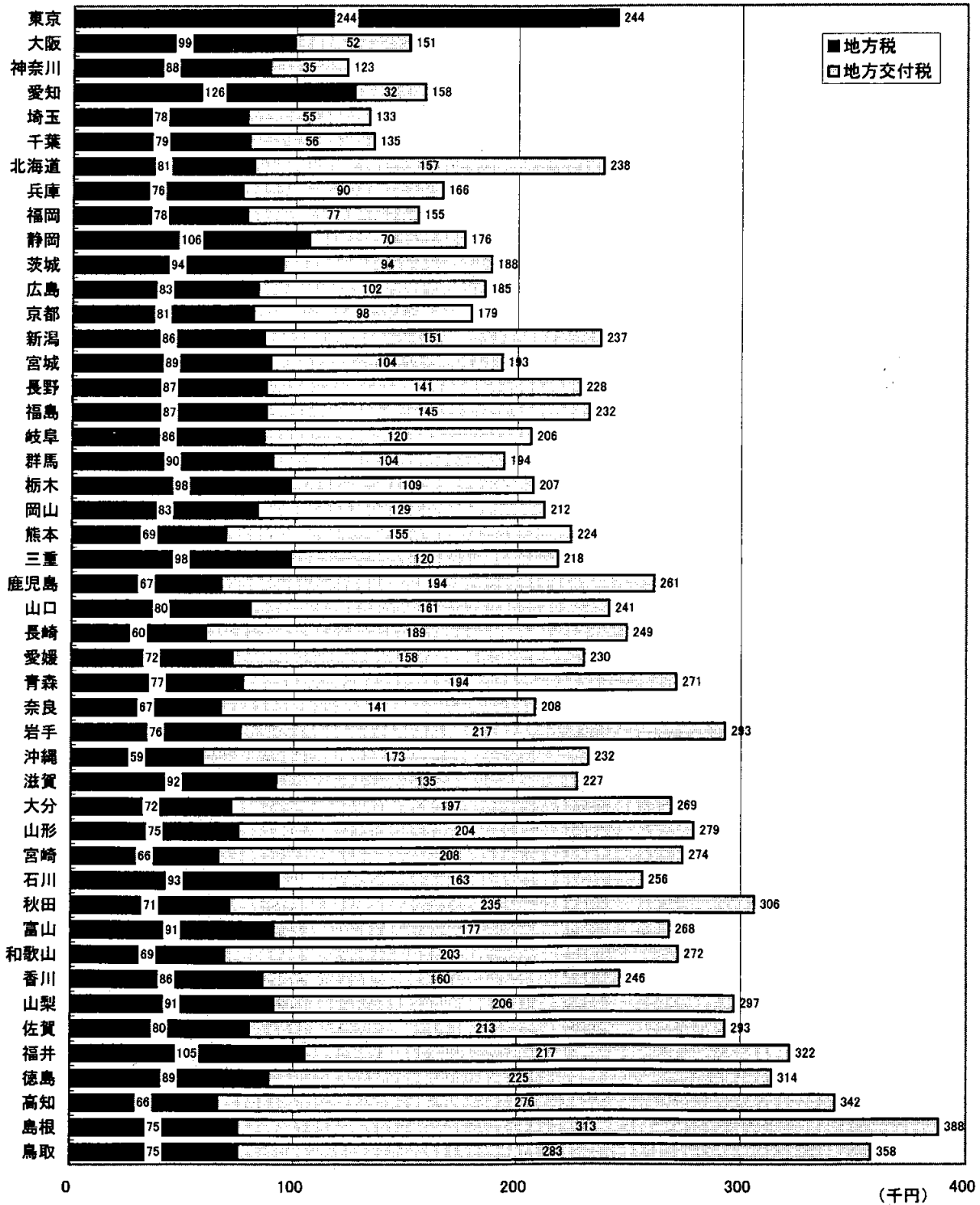
平成15年度決算【一般財源等】



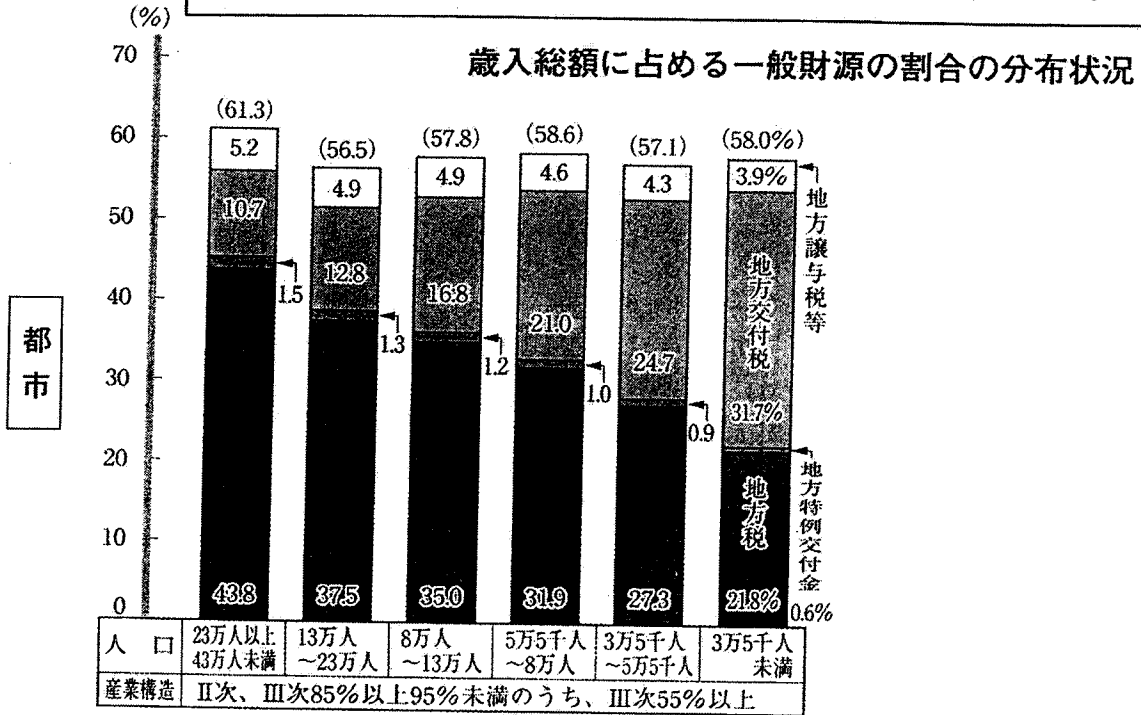
※平成17年度地方交付税のあらまし（地方交付税制度研究会編）より抜粋

人口1人あたりの地方税・地方交付税収入

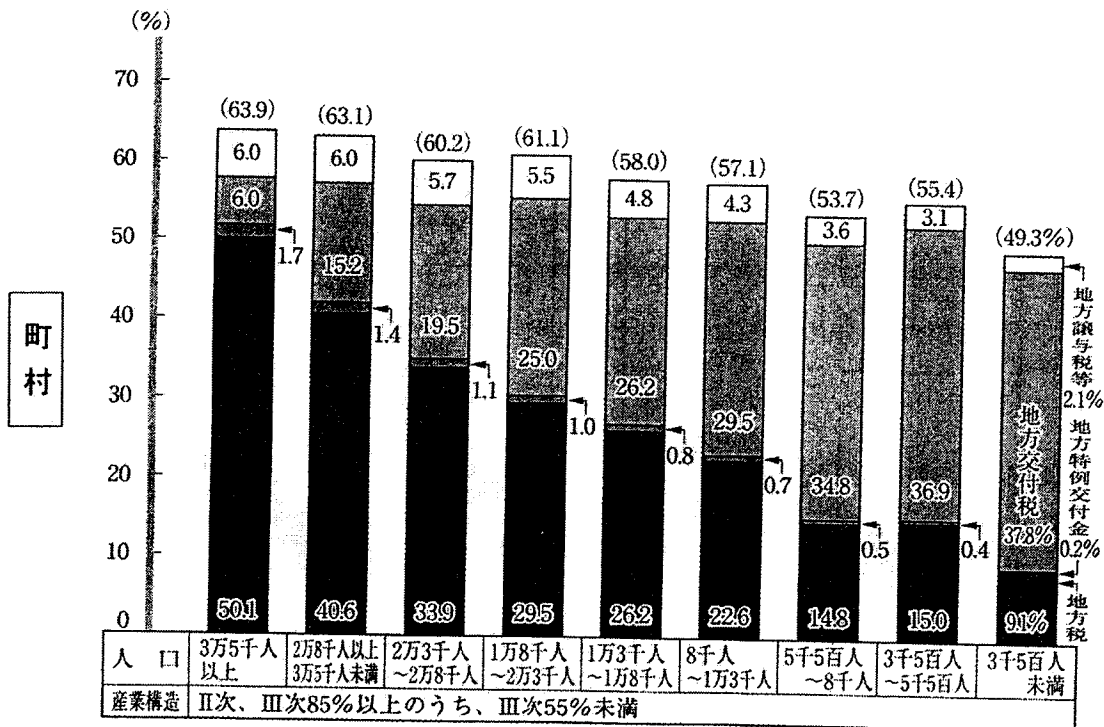
● 地方の自主財源である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、地域間で税源の偏在が大きい。人口1人あたりの地方税収入は、実質、東京のみに1極集中した姿となっている。これに、地方交付税及び臨時財政対策債を加えると、団体の人口規模による差はあるものの、全国的に一定規模の一般財源が確保できることとなり、いずれの団体においても一定の水準を満たした行政サービスを提供することが可能となる。



地方交付税が財源調整機能を果たしていることにより、歳入総額に占める一般財源の割合は、各団体区分とも大差ないものとなっている。



(注) 1 ( ) 内の数値は、歳入総額に対する一般財源の割合である。  
2 「都市」には、中核市、特例市を含む。



(注) ( ) 内の数値は、歳入総額に対する一般財源の割合である。

# 地方交付税の位置づけについて

参考資料5

## 地方交付税法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方交付税

第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額( 1 )で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税( 2 )をいう。

( 1 )一定割合の額：所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

( 2 )地方財政平衡交付金法が地方交付税法に改められた際、「国が交付する交付金」から「国が交付する税」に改められた。

第三条 二 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ又はその用途を制限してはならない。

## 国会答弁

《昭和57年2月23日 衆議院本会議 鈴木総理答弁》

「最初に、地方交付税は地方の固有財源であるとの御意見がありましたが、地方交付税につきましては、法により国税三税の一定割合をもって交付税とするものとされており、それが地方団体に法律上当然に帰属するという意味において、地方の固有財源であると言って差し支えないと存じます。」

《平成4年5月18日 参議院本会議 宮沢総理答弁》

「地方交付税は、地方交付税法の規定によりまして、国税五税の一定割合をもって交付税とするものとされております。それが地方団体に法律上当然帰属するという意味において地方の固有財源であると申して差し支えないと考えております。」

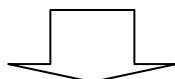
《平成17年2月15日 衆議院本会議 小泉総理答弁》

「地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。」

**赤字国債による国庫補助事業が地方財源不足を招いている構造**

【従前】

国庫補助金	地方交付税	自主財源	借入金
国債・建設国債	国税の一定割合	地方税	地方債

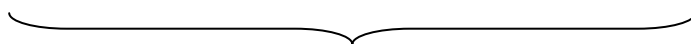


【現状】

同	上
---	---

+

国庫補助金	地方交付税(特例措置)	借入金
赤字国債	国の一般会計加算 臨時財政対策債(赤字地方債)	地方債

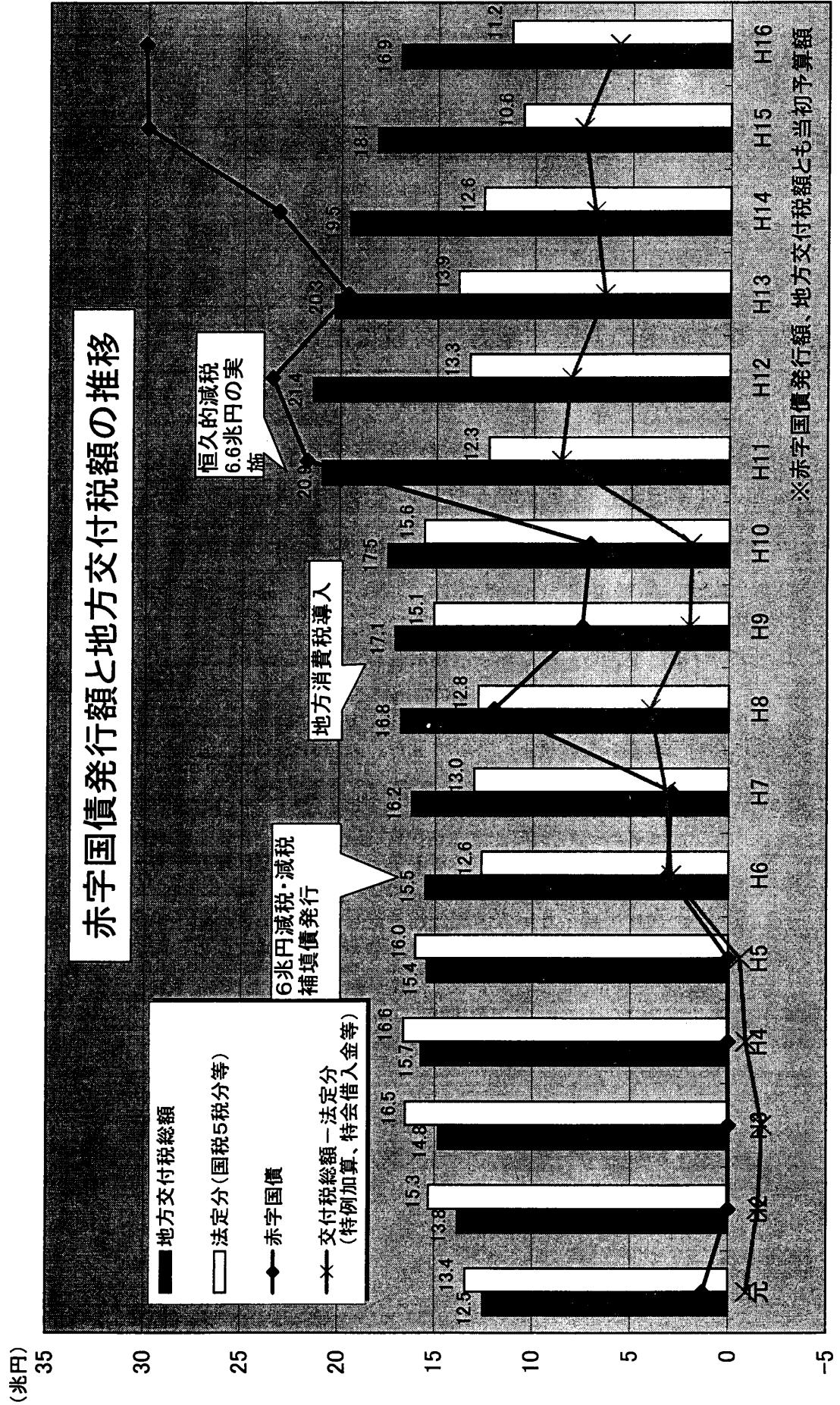


地方財源不足の拡大



# 地方財政の危機の原因

◎国が赤字国債を発行し、地方にも同様の財政運営を強いてきたことにより、法定分を超え交付税が拡大した。赤字国債からは、これに対応した地方財源が生まれ、地方財政も大幅な財源不足を余儀なくされ、その結果として地方財政の危機を招いた。



「地方財政改革の提言～地方交付税削減を改革の第一歩に（経済同友会 4.18）」に対する反論（平成 17 年 4 月 27 日 地方六団体）より抜粋

**財政危機の要因が地方交付税にあるというのは、全くの事実誤認**

現在の財政危機は、国の経済政策の帰趨であり、公共事業拡大のための国債の増発や、減税を実施し、地方にも同様の財政運営を強いてきたことの結果である。

地方は自主的に国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきており、あたかも地方交付税が財政危機を引き起こしているかのような議論は、全くの事実誤認である。

【過去 10 年の国と地方の歳出総額の推移（H7 = 100）】

平成 16 年度

国の一般歳出	108.1 (増: 8.1%)
地方の一般歳出	85.6 (減: 14.4%)

【定数削減の状況】

	平成 7 年	平成 16 年
国家公務員定数	85 万 7 千人	82 万 3 千人 (減: 3 万 4 千人)
地方公務員 (一般行政)	117 万 5 千人	106 万 9 千人 (減: 10 万 6 千人)

注) 平成 16 年の国家公務員定数は平成 13 年から平成 16 年まで独立行政法人等へ移行した定数 49 万人を単純加算のうえ試算したものである

## 17年度財源不足額4.3兆円について

地方公共団体の収支不足額の中には、次のような地方の責任に帰すことのできない経費が含まれている。

- ・ 収支不足対策として発行した起債に対する交付税措置  
（財源対策債・臨時財政対策債） 1兆1,045億円
- ・ 政策減税の補てん措置として発行した起債に対する交付税措置  
（減税補てん債・臨時税収補てん債） 5,622億円
- ・ 補助率カットの補てん措置として発行した起債に対する交付税措置  
（地域財政特例債・臨時財政特例債） 4,672億円
- ・ 国補正予算の地方負担分として発行した起債に対する交付税措置  
（補正予算債） 6,520億円
- ・ 一般財源化のうち交付税により措置されたもの（H2～H13分）  
H15～17分は所得譲与税・地方特例交付金等により別途措置 3,933億円
- ・ 補助率カットによる地方負担額増（H5以降起債による補てん措置は講じられていない）  
6,900億円
- ・ 地方単独事業の積極的な推進に係る起債に対する交付税措置  
（地方総合整備事業債等） 億円

---

合計 3兆8,692+ 億円

### 試算方法

17算定における起債等に係る交付税措置額が未集計のため、16算定を使用。

なお、財源対策債・補正予算債等は公債費として算入されるほか、標準事業費方式により単位費用で算入される需要もあるため、実際の影響額はこれ以上になると思われる。

# 地方交付税総額確保についての政府方針

参考資料 10

「三位一体の改革について」政府・与党合意（平成16年11月26日）

平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年度初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）

地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、適切に対応する。平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年度初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める。また、交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。

# 財務省『国（交付税）による財源保障が疑問と思われる事業例』への反論

参考資料 1 1

## 【実施理由】

いずれも法律・国の方針に対応した事業で、地域において限られた財源のもと、工夫して実施

財務省の主張する事業例 - 実施の理由	実施団体割合		決 算 額
	都道府県	市町村	
生ゴミ処理機購入費助成等 - 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、ごみ処理を促進など	0 %	3 0 %	約 1 0 億円
健康診断受診料等助成 - 医療費、介護費用を抑制	7 %	3 9 %	約 2 7 0 億円
住民税を納期限前に納めた者への報奨金 - 地方税法に基づき実施	1 3 %	5 3 %	約 1 8 0 億円
農産物生産施設・資材等の補助等 - 担い手不足の深刻化等に対応	6 0 %	5 0 %	約 4 2 0 億円

約 9 0 0 億円

## 【実施理由】

少子化や過疎化など深刻な地域事情を勘案し、男女交流会経費助成などを実施

財務省の主張する事業例	実施団体割合	
	都道府県	市町村
住宅の新築・購入助成	2 7 %	6 %
ケーブルテレビ新規加入助成	0 %	2 %
ペット避妊・去勢手術助成	0 %	3 %
海外旅行の補助	0 %	3 %
国内旅行の宿泊代・航空運賃の補助	7 %	3 %
温泉入浴料、温泉宿宿泊代の補助	0 %	9 %
プール入場料の補助	0 %	4 %
男女交流会の実施経費の助成	0 %	1 0 %
結婚を仲介した場合の仲介人への報奨金	0 %	6 %
生活保護世帯への慰問金	2 0 %	7 %
被留置者給食経費の上乗せ助成	2 0 %	0 %
企業に対する I S O 認定取得等への補助	2 7 %	3 %

約 1 0 0 億円

## 【全国決算額 約 1 0 0 0 億円】

うち、法律・国の方針に対応した事業 約 9 0 0 億円

地域の実情を勘案した事業 約 1 0 0 億円

H 1 6 都道府県決算 一般行政経費（単独）の状況調査 暫定集計

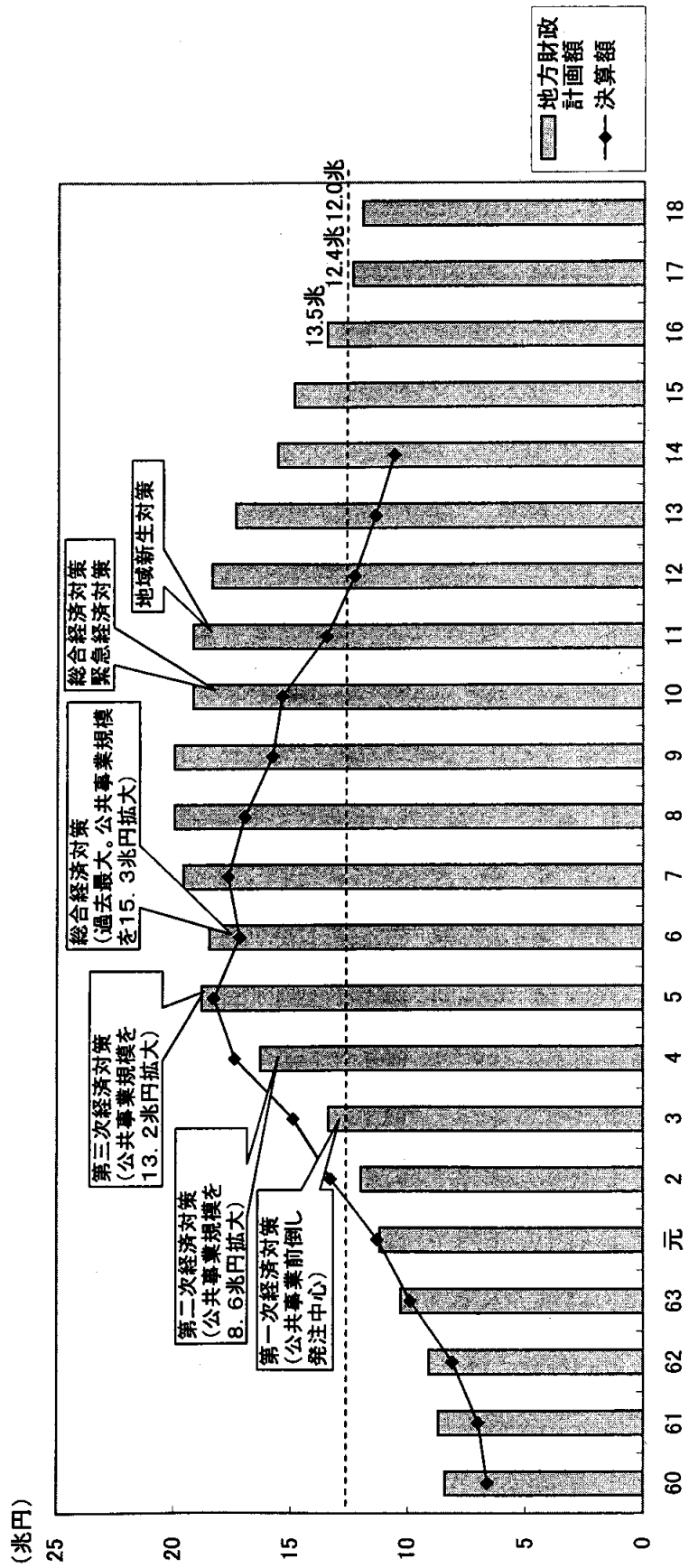
参考資料 1 2

【暫定集計：全都道府県】

少子化高齢化対策等に要する経費	4 4 2 7 億円	地域産業振興等に要する経費	2 兆 8 1 6 8 億円
乳幼児医療費補助金	6 1 1 億円	中小企業金融対策費（貸付等）	2 兆 2 1 7 6 億円
高齢者医療費補助金	4 5 3 億円	企業立地促進対策費（貸付等）	1 0 0 0 億円
ひとり親家庭医療費補助金	2 7 3 億円	地域基盤整備等に要する経費	6 7 2 4 億円
軽費老人ホーム事務費補助金	3 2 7 億円	土地開発公社貸付金等	2 6 9 6 億円
社会福祉等に要する経費	4 9 7 3 億円	地域安全対策等に要する経費	2 8 8 9 億円
障害者医療費補助金	1 2 0 2 億円	交通安全に関する経費	1 1 0 7 億円
県立社会福祉施設管理運営費	5 4 4 億円	防災対策等に要する経費（消防）	1 4 4 億円
社会福祉施設職員退職共済費補助金	2 2 2 億円	人材育成等に要する経費	1 兆 1 0 6 6 億円
環境対策等に要する経費	2 2 8 5 億円	高等学校管理運営費	1 3 0 6 億円
廃棄物処理適正化関係経費	2 9 4 億円	私立学校経常費助成費	5 3 2 8 億円
県立病院貸付金等	7 7 6 億円	私立高等学校授業料軽減助成費	2 9 1 億円
水道事業貸付金	4 8 億円	管理的経費	1 兆 4 8 2 0 億円
健康対策等に要する経費	9 2 7 億円	税還付金	2 6 3 6 億円
保健所管理運営費	8 9 億円	税徴収経費	2 0 7 3 億円
県立看護学校・看護大学管理運営費	7 8 億円	情報化・IT <sup>1</sup> 維持管理等経費	8 7 5 億円
救命救急センター運営補助金	3 6 億円	庁舎管理費	5 2 5 億円
精神障害者共同作業所運営補助金	5 3 億円	その他の経費	2 兆 8 5 5 0 億円
雇用・失業対策等に要する経費	1 0 1 4 億円	税交付金	2 兆 8 2 3 7 億円
勤労者福祉に関する貸付金等	2 5 1 億円		
農林水産業振興等に関する経費	4 6 5 8 億円		
農林水産業の振興に関する貸付金	2 3 2 0 億円		

## 投資単独事業の水準

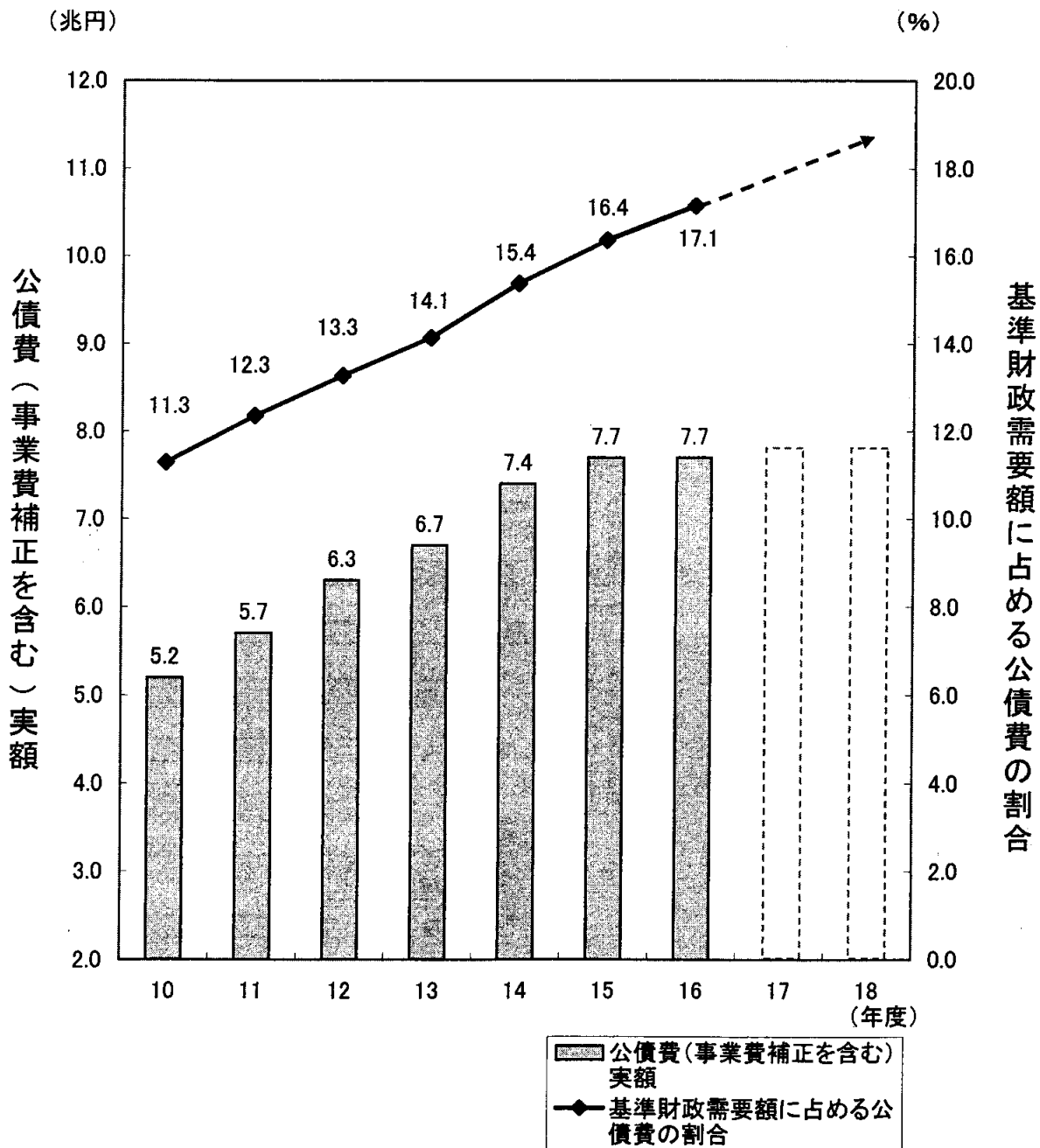
- ・投資単独事業の水準の上昇は、平成3～6年度の経済対策に対応することにより生じたもの。
- ・その後、ハードからソフトへと行政ニーズの変化や、厳しい財政事情による事業抑制などにより、投資単独事業の事業量(決算額)は減少。
- ・地方財政計画額についても、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、投資的経費(単独)を平成2～3年度の水準(平均約12.7兆円)を目安に抑制すると明記。



出典:「地方財政要覧」(地方財務協会) 14年度までは計画額・決算額とも修正後の数値 15年度以降は当初計画額(18年度は仮決算額)

## 基準財政需要額に占める公債費(事業費補正を含む)の推移

- ・地方の財源不足対策等に係る多額の起債発行により、公債費(事業費補正を含む)は年々増加。
- ・基準財政需要額に占める公債費の割合も、同じく増加している。



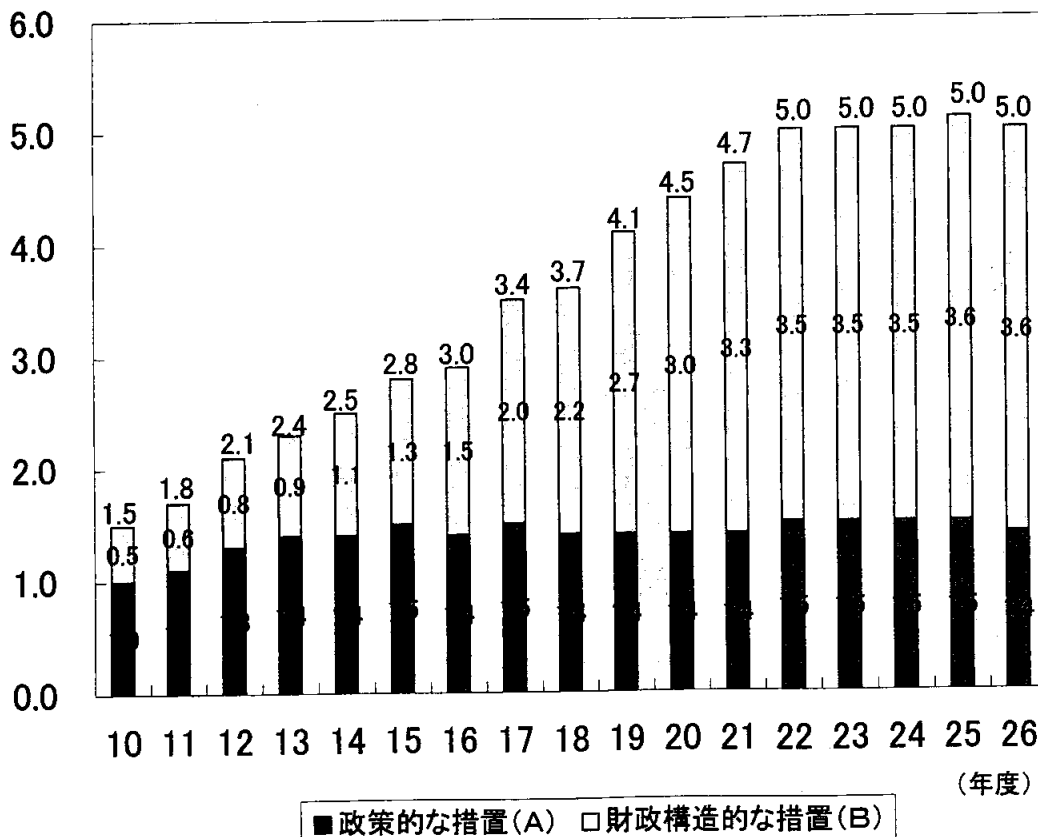


## 政策的及び財政構造的な措置の起債に係る公債費(事業費補正を含む)の推移(試算)

・景気対策、政策減税、財源対策等のために発行した起債に係る公債費(事業費補正を含む)が年々増加しており、今後も増嵩傾向。

- ・政策的な措置: 地域総合整備事業債、補正予算債、合併特例債
- ・財政構造的な措置: 財源対策債、減税補てん債、臨時財政対策債

(兆円)



※表示単位未満四捨五入により、合計と一致しないところがある。

(試算条件)

※臨時財政対策債振替前 H17以降は起債算入額をプラス

※H16までは算入実績、H17以降は以下により各年度の償還額を計算のうえ算入率を乗じて推計。  
(発行見込み)

地域総合整備事業債: H17年度は地方債計画による。H18~H20(経過措置期間終了)までは近年の地方債計画伸率(64.5%)を参考に、段階的に減少して発行するものと推計。

補正予算債: 今後発行は見込まず。

合併特例事業債: H17は地方債計画による。H18以降は、H17.3末に確定した合併の枠組みに基づく発行可能上限額(合特債11兆円、合推債5兆円)を10年間で均等発行するものと推計。

財源対策債: H17年度は地方債計画による。H18年度以降はH17同額発行するものと推計。

減税補てん債: H17年度は地方債計画による。H18年度以降は定率減税の1/2縮減によりH17年度の1/2を毎年度発行するものと推計。  
臨時財政対策債: H17年度は地方債計画による。H18年度はH17同額発行するものと推計。H19以降は発行は見込まず。

(償還条件)

償還期間: 一律、3年間措置20年元金均等償還として試算

償還利率: 既発債は各年度の長期プライムレート、H17~は1.55%として試算

# 税源移譲と国庫補助金削減額イメージ

住民税10%フラット化による税源移譲により、一定の財政力格差の是正は図られるものの、個々の団体においては、国庫補助金削減額と税源移譲額に差が生じるため、地方交付税による財源調整が必要。

